

長野県林業大学校授業料及び入学料の減免手続き等に関する事務取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、長野県林業大学校条例（昭和53年長野県条例第27号。以下「条例」という。）及び長野県林業大学校管理規則（昭和53年長野県規則第35号。以下「規則」という。）に基づき授業料及び入学料の減免及び授業料の分納に関して必要な事項を定める。

(減免の基準)

第2条 独立行政法人日本学生機構の給付奨学金制度の認定を受けた者は、規則第20条第1項に基づき、修学支援法施行令第2条第2項に規定された減免額算定基準額の区分に応じて、次の各号のとおり減免を受けることができる。

(1) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%から調整控除の額及び税額調整額を差し引いた額の世帯（学生本人を含む。）の合計額が100円未満となる世帯

授業料及び入学料の全額

(2) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%から調整控除の額及び税額調整額を差し引いた額の世帯（学生本人を含む。）の合計額が100円以上25,600円未満となる世帯

前号の授業料及び入学料の額に3分の2を乗じた額

(3) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%から調整控除の額及び税額調整額を差し引いた額の世帯（学生本人を含む。）の合計額が25,600円以上51,300円未満となる世帯

前号の授業料及び入学料の額に3分の1を乗じた額

(4) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%から調整控除の額及び税額調整額を差し引いた額の世帯（学生本人を含む。）の合計額が51,300円以上154,500円未満となる世帯（多子世帯に限る。）

前号の授業料及び入学料の額に4分の1を乗じた額

(減免の申請)

第3条 前条第1項及び第2項第1号の規定により、授業料及び入学料の減免を受けようとする者は、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」により申請を行うものとする。

2 授業料及び入学料の減免を受けようとする者は、修学支援法施行規則第5条の規定による書類を、4月から減免を受ける者は4月30日までに、10月から減免を受ける者は10月31日までに提出しなければならない。ただし、入学料の減免は入学月の4月1日付で減免認定を受けた者のみが対象となる。

また、家計を急変させる事由が生じた場合は、年間を通じて、随時、申請を受け付けるものとする。

(減免の決定)

第4条 校長は、第3条に規定する書類を受理したときは、速やかにその内容を審査し、

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書（A様式3-1又は3-2）により、申請者に通知するものとする。

（減免の取扱）

第5条 授業料減免の取扱は、次の各号によるものとする。

- （1）減免の期間は、原則として4月から9月又は10月から3月までの半年間とし、引き続き減免を受けようとする場合には、減免承認後要件確認を行うものとする。
- （2）減免の額は、減免期間について第2条の減免基準に基づき算出する。

（適格認定結果の通知）

第6条 校長は業料減免の認定を受けた全ての者について、学業成績及び収入額・資産額等の判定を実施し、判定結果を当該者へ通知するものとする。

2 判定結果の通知は次によるものとする。

- （1）年度末に実施する学業成績等の判定結果が「廃止」の区分に該当する場合は、支援対象者としての認定を取り消すものとし、A様式5により通知する。また、同様に「警告」の区分に該当する場合にはA様式4-1により、連続して「警告」に該当した場合には認定が取り消される旨をA様式4-2により当該学生に対してその旨を通知すること。
- （2）独立行政法人日本学生支援機構システムによる収入額・資産額等の判定結果が「支援停止」となることが確認された場合は、10月1日付で支援を停止することとし、A様式6により通知する。

（減免取消後の授業料の納付）

第7条 規則第23条第3項の規定による授業料の納付は、同条第1項各号に該当する月から行う。

（授業料の分納）

第8条 規則第19条第2項の規定により授業料を分納する場合は、授業料分納申請書（様式第1号）を4月15日までに提出しなければならない。

（補則）

第9条 この要項に定めるほか、入学金及び授業料の減免申請手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要項は、令和6年4月1日から施行する。